

(案) R 6. 9. 1 3 版

大 下 審 第 4 号
令和6年9月27日

大田原市長 相 馬 憲 一 様

大田原市下水道使用料等審議会
会 長 鴫 巢 隆 美

適正な下水道使用料の在り方について（答申）

令和6年7月1日付け大上第90号で諮問のあった事項について、本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

(案) R 6.9.13 版

答 申 書

1 諮問事項について

令和6年7月1日付けで、市長から「適正な下水道使用料の在り方」について、本審議会に諮問(諮問書は8ページに添付)がありました。

地方公営企業である下水道事業は、使用料収入によって経費をまかなう独立採算制が原則となります。しかし、汚水処理にかかる経費が使用料収入でまかなうことができずに、一般会計からの多額の補助金(以下、基準外繰入金)に依存している経営状況です。令和4年度の基準外繰入金は、約3億円であり、毎年同程度の基準外繰入金が下水道事業に補てんされています。これは、市の財政を圧迫しているもので、他の行政活動費を減少させていることを意味しています。市の財政状況は、今後も厳しい財政運営となると予測されており、今までのような基準外繰入金の継続は、将来的に望めないと考えられます。

また、拡張事業が盛んであった頃は、新規接続者の増加による増収が見込みましたが、現在は、人口密度が高い公共下水道事業区域の拡張事業がほぼ完了となったため、新規接続者の増加は望めず「普及・拡張」の時代から、老朽化が進む管渠および処理施設の「更新・維持管理」の時代へと、事業活動の重点が大きく変わる転換期を迎えています。さらに、人口減少の影響による使用料収入の減少が見込まれる中で、下水道施設の耐震化など、将来に備えて財源を確保することが急務となっています。

そのほか、国土交通省から、少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料の改定に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けた計画を策定し、検証結果を公表することが国庫補助金の交付要件になるとの通達がありました。貴重な財源である国庫補助金の交付を継続していくためには、定期的に検証する場を設けて、使用料の在り方を審議する必要があります。

以上の諮問事項を慎重に審議した結果、下水道事業を継続していくためには、一般会計補助金に依存する経営を是正することや、将来に備えての財源を確保することが非常に重要であり、下水道使用料の改定が適当であるとの意見で一致しましたので、次のとおり審議結果を答申します。

(案) R 6. 9. 1 3 版

2 適正な下水道使用料の改定について

(1) 改定時期

令和7年4月施行

下水道事業に係る費用は、汚水処理費と雨水処理費など公益的な役割に係る費用に分かれます。汚水処理費は、公益的な費用を除いた費用なので、下水道の恩恵を受ける使用者（以下、受益者）が、使用料において負担することが原則となります。しかし、毎年不足が生じており一般会計からの補助金で補てんしている状況です。これは、市の財政を圧迫しているため、早急に改善が必要となります。

そのため、令和6年12月定例市議会に使用料条例の改定を上程し、議会の承認を得た後に、下水道使用者への周知を行い、令和7年4月からの施行を目途に下水道使用料改定を行うことが適当であります。

(2) 算定期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

適正な下水道使用料を算定するにあたり、予測の確実性を保持する上で、3年から5年間が一般的な算定期間であるため、上記の5年間とすることが適当であります。

(3) 改定率について

平均12%

算定期間における基準外繰入金は、2億5千万円(5年間で12.5億円)となり、全てを解消するには約37%の改定が必要となります。しかし、基準外繰入金2億5千万円のうちの約1億5千万円は、収益的収支計算において利益となり、建設費やその財源である借入金の返済を目的に使用する内部留保資金となります。市の重点事業として下水道を整備する費用に充てられ、外部に流出することなく自己資本化されていくので、早急に受益者負担が求められる基準外繰入金ではありません。

(案) R 6. 9. 1 3 版

残りの約1億円の基準外繰入金は、受益者が使用料において負担すべき金額を、一般会計が負担している金額でありますので、これを解消することが安定した経営に向けての第一歩となります。

なお、算定期間における財政計画からは、年間で約15%（1億1千万円の増収見込み）の改定が必要となりました。しかし、下水道使用料は、市民生活に直結しているので、可能な限り改定率の低減化を考慮した結果、公営企業会計適用後において、不足額がもっとも多かった令和4年度を基準として、改定率を12%（約8千万円の増収見込み）に抑えることが、県内の他市下水道使用料を比較した点から見ても適当であります。

(4) 使用料体系の見直しについて

①使用料の体系は、変更なしとします。

本市の下水道使用料体系は、供用開始から基本料金と超過料金からなる二部料金制を採用し、汚水量の区分も改正なく現在に至っているため、使用者に十分に浸透しています。大幅な使用料体系の改定は、改定率の不均衡を生み出しますので、基本の体系は変更せずに、汚水量ごとに定められた超過料金単価を見直すことが適当であります。

②基本料金は、変更なしとします。なお、③基本水量制は、廃止します。

本市の基本料金は、県内他市の状況と比較すると高額のため、現在の単価を据え置きとすることが適当であります。なお、基本水量制としておりました、10m³/月までの汚水量については、生活スタイルの変化による単身世帯が増加していること、物価上昇などに左右されない使用料体系とすること等から、超過料金を新たに設定することが適当であります。

④超過使用料は、逡増型を継続し単価を見直しますが、大口使用者に対する逡増度を緩和します。

超過料金の単価については、汚水量の増加に応じて単価が高くなる逡増制をすることが適当であります。生活排水に比べて大量の排水量となる大口の利用者は、地域の経済を支える事業者であり、昨今の燃料費高騰の影響を大きく受けているため、逡増率の緩和について考慮することが適当であります。

なお、湯屋用および臨時用は、現在、適用している使用者はありませんが、今後の状況が不明のため、一般と同様に現行の使用料単価から約12%値上げすることが適当であります。

(案) R 6. 9. 1 3 版

○下水道使用料の【改定案】について (消費税率10%)

(下水道使用料は、公共下水道および農業集落排水区域の使用料です。)

※ 農業集落排水使用料は、湯屋用および臨時用の適用はありません。

種別	基本料金			超過料金		
	汚水量区分	税抜(円)	税込(円)	汚水量区分 (m ³)	税抜(円)	税込(円)
一般用	20m ³ まで	2,500	2,750	0 超え 20 まで	0	0
				20 超え 60 まで	125	137.5
				60 超え 100 まで	135	148.5
				100 超え 200 まで	145	159.5
				200 超え	155	170.5
湯屋用	600m ³ まで	34,000	37,400	600 超え	55	60.5
臨時用	1m ³ につき 145円 (消費税込 159.5円)					



種別	基本使用料			超過使用料			税抜増加額(円)
	汚水量区分	税抜(円)	税込(円)	汚水量区分 (m ³)	税抜(円)	税込(円)	
一般用	20m ³ まで	2,500	2,750	0 超え 20 まで	22	24.2	22
				20 超え 60 まで	145	159.5	20
				60 超え 100 まで	155	170.5	20
				100 超え 200 まで	160	176.0	15
				200 超え	160	176.0	5
湯屋用	600m ³ まで	38,000	41,800	600 超え	65	71.5	10
臨時用	1m ³ につき 160円 (消費税込 176.0円)						

改定後の主な汚水量ごとの増加する額 (2か月分、消費税込)

世帯人数のおおまかな目安	汚水量 (m ³)	現在の使用料 (円)	改定後の使用料 (円)	増加額 (円)	改定率	世帯人数のおおまかな目安	汚水量 (m ³)	現在の使用料 (円)	改定後の使用料 (円)	増加額 (円)	改定率
1人	1	2,750	2,774	24	1.01	5人	70	9,735	11,319	1,584	1.16
	5	2,750	2,871	121	1.04		80	11,220	13,024	1,804	1.16
	10	2,750	2,992	242	1.09		6人	90	12,705	14,729	2,024
	15	2,750	3,113	363	1.13	100		14,190	16,434	2,244	1.16
2人	20	2,750	3,234	484	1.18	事業者(小)	150	22,165	25,234	3,069	1.14
	25	3,437	4,031	594	1.17		200	30,140	34,034	3,894	1.13
	30	4,125	4,829	704	1.17	事業者(中)	500	81,290	86,834	5,544	1.07
3人	40	5,500	6,424	924	1.17		1,000	166,540	174,834	8,294	1.05
	50	6,875	8,019	1,144	1.17	事業者(大)	5,000	848,540	878,834	30,294	1.04
4人	55	7,562	8,816	1,254	1.17		10,000	1,701,040	1,758,834	57,794	1.03
	60	8,250	9,614	1,364	1.17		12,000	2,042,040	2,110,834	68,794	1.03

(案) R6.9.13版

3 附帯意見について

(1) 下水道使用料は、市民生活に直結しているため、可能な限り改定率の低減化を図り使用者の負担軽減を考慮することを要望します。

また、使用料の改定が必要となる趣旨について、下水道使用者に情報を公開し周知に努めることを要望します。

(2) 国土交通省からの通達にあるように、適切な期間ごとに経営改善を行うことが国庫補助金の交付要件になることから、今後は、少なくとも5年を目安に審議会等を開催し、必要に応じて経営戦略の見直しを行い、下水道使用者に情報を公開することを要望します。

4 最後に

下水道事業は、清潔な生活環境の整備と河川の水質保全に寄与しており、市民が快適な生活を送る上で必要不可欠なインフラ事業です。将来に向けて継続していくことが前提の事業であるため、安定した経営基盤を構築することが求められます。今後も経営環境の厳しさが増すものと考えられますが、経費削減や将来への負担軽減を心掛け、健全な経営に努めることを期待しています。



大上第90号
令和6年7月1日

大田原市下水道使用料等審議会会長 様

大田原市長 相馬 憲



適正な大田原市下水道使用料の在り方について（諮問）

大田原市下水道使用料等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

適正な下水道使用料の在り方について

2 諮問の趣旨

本市の下水道事業は、昭和58年に供用開始となりました流域公共下水道事業をはじめとして、複数の事業を推進してまいりましたが、開始から40年以上が経過しており管渠や処理施設の老朽化が進んできております。一方で、人口減少や節水意識の高まりにより、水需要は減少傾向にあるため使用料収入の減少が見込まれております。

現在の本市の使用料体系では、本来使用料で賄うべき費用のすべてを賄いきれず、その不足分は一般会計からの繰入金に依存しております。このような状況は、公営企業の原則であります独立採算の原則及び受益者負担の原則にあてはまらないものであります。

また、前回の平成26年度下水道使用料等審議会の開催から10年目となりますが、社会情勢は大きく変化し、燃料価格の高騰や国からの支援体制の在り方などが下水道事業に大きな影響を与えてきております。

つきましては、下水道使用者からの適正な費用負担を確保し、経営の健全性を図るために、適正な下水道使用料の在り方について審議をいただきたく諮問いたします。

令和6年度大田原市下水道使用料等審議会経過		
回	開催日時及び場所	審議内容
第1回	令和6年7月1日(月曜日) 午後1時30分～午後3時30分 本庁舎3階301会議室	委嘱状交付 会長専任 諮問 議事 ・大田原市下水道事業の概要について ・大田原市下水道事業の経営について ・問題点① 一般会計に依存した経営
第2回	令和6年7月23日(火曜日) 午前9時30分～午前11時30分 本庁舎3階301会議室	議事 ・問題点② 施設の老朽化について ・問題点③ 国庫補助の交付要件について ・現在の下水道使用料について ・適正な使用料の見直しについて
第3回	令和6年8月22日(木曜日) 午後1時30分～午後3時00分 本庁舎1階101会議室	議事 ・適正な使用料の設定について (答申書案について) ・改定(案)①～④について
第4回	令和6年9月13日(金曜日) 午後1時30分～午後3時00分 本庁舎3階302会議室	議事 ・答申書の作成について
答 申	令和6年9月27日(曜日) 午前9時30分～午前10時 市長公室	市長へ答申書の提出

令和6年度 大田原市下水道使用料等審議会委員名簿

	区 分	氏 名	所属・役職 等	備 考
1	市議会議員 (1号委員)	菊池 久光	市議会議長	
2		高瀬 重嗣	市議会議員	
3		滝田 一郎	市議会議員	
4	知識経験を 有する者 (2号委員)	玉 木 茂	商工会議所会頭	
5		鴫 巢 隆美	都市計画審議会長	会長
6	下 水 道 使 用 者 (3号委員)	平久江 徳昭	区長連絡協議会長	
7		郡 司 彰	区長連絡協議会副会長	
8		増 田 幸 一	区長連絡協議会監事	
9		福 島 初 夫	大田原地区区長会長	
10		佐々木 祐治	野崎地区区長会長	
11		齋 藤 光 晴	黒羽地区区長会長	
12		藤 沼 久 子	男女共同参画審議会会長	
13		山 木 つる	女性団体連絡協議会副会長	

敬 称 略